

# 3.11 メモリアルネットワーク基金 新型コロナウイルス緊急対策助成金 募集要項

公益社団法人 3.11 みらいサポート

## 1. 助成の趣旨

3.11 メモリアルネットワーク基金「新型コロナウイルス緊急対策助成金」は、2011年3月11日に発生した東日本大震災を伝承する個人・団体・震災伝承拠点を結ぶ民間連携組織「3.11 メモリアルネットワーク」の目的に合致した活動を支えるために、3.11 みらいサポートが設置した基金です。

新型コロナウイルスの影響により語り部ツアー参加者や伝承拠点の見学者が減少している状況を鑑み、伝承活動の担い手を支え、今後の訪問者増加につながる企画力の向上の取り組みに助成します。

本基金は、東日本大震災の体験や教訓を市民活動として伝え続け、地域の力としてゆく取り組みに対して、ご理解とご支援をいただいた個人や団体の寄付により運営されています。

### 【目的】

東日本大震災の経験を根底に据え、教訓の伝承に関わる個人・団体・拠点施設が地域や世代を超えてネットワークでつながり、過去に向き合い未来へ備える意識を全国、世界と共有しながら、次のことに取り組む

- 一. 災害で命が失われない社会の実現に貢献する
- 二. 被災者や被災地域の苦難を軽減し、再生に向かうことのできる社会の実現に貢献する

### 【事業】

- (1) 震災伝承、防災・減災活動の連携、調整
- (2) 震災伝承、防災・減災活動の企画、評価
- (3) 震災伝承、防災・減災人材の育成

## 2. 助成対象団体

以下の(1)～(3)の要件すべてを満たす団体とします。

- (1) 東日本大震災の被災者が主体となって、震災伝承、防災・減災、地域づくり活動に取り組む団体
- (2) 3.11 メモリアルネットワーク登録団体など他団体との連携を有し、活動の相乗効果が見込める団体
- (3) 意思決定機関及び活動報告に必要な経理を遂行できる機関を有する団体（任意団体を含む）

### 3. 助成対象となる活動

東日本大震災の経験を根底に据え、教訓の伝承に関わる主体をネットワークでつなぎ、命が失われない社会の実現や、被災者や被災地域の苦難を軽減し、再生に向かう社会の実現に貢献する取り組み。

※助成の対象としない活動

- ・震災伝承活動の新型コロナウイルスの対策とは無関係の活動
- ・反社会的、政治的、宗教的であると判断される活動

### 4. 助成の概要

(1) 助成金額：総額 450 万円

上限 30 万円（5～15 団体程度採択予定）

(2) 助成対象期間：2020 年 4 月 1 日～2020 年 9 月 30 日までとします。

（4 月 1 日以降の新型コロナウイルス対策の以下費用を遡って助成対象とします。）

(3) 助成対象費目：

- ・震災伝承、防災・減災活動の企画力向上につながる事業  
例) 広報ツールの作成（紙、HP）、動画コンテンツの作成、動画撮影研修、  
オンライン対応体制の構築など
- ・人件費も対象としますが、その割合は申請額の 70%以内とします。
- ・間接的な経費（事務所家賃、水道光熱費）も対象としますが、申請額の 20%以内とします。

### 5. 申請方法

次の申請書類を 1 部、期日までに E メールで提出してください。

- (1) 申請書
- (2) 「定款」、「規約」またはそれに準じるもの
- (3) 前年度事業報告書
- (4) 前年度決算書
- (5) 今年度活動計画書
- (6) 今年度予算書

※申請までの期間で、所定の書類が準備できない場合はご相談ください。

応募期間：2020 年 5 月 13 日（水）～5 月 28 日（木）※必着

### 6. 審査と審査基準

受け付けた申請書は、事務局による要件等の確認後、有識者による外部審査委員会を開催し、以下の基準に基づき公正に審査し、助成の決定を行います。

1. 東日本大震災の体験、教訓、反省を踏まえた活動であること
2. 住民主体の活動であること
3. 新型コロナウイルスによる影響に対応する新しい価値を創り出す企画力を有すること
4. 専門家などの関与により活動を自己評価、向上させる工夫が見受けられること
5. 申請事業が実現性を有すること

※3.11 メモリアルネットワーク登録団体など、他団体との連携が望ましい

#### <3.11 メモリアルネットワーク基金 外部審査委員>

- ・室崎益輝 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 科長
- ・佐藤翔輔 東北大学災害科学国際研究所 准教授
- ・山崎麻里子 中越防災安全推進機構 アドバイザー
- ・長澤恵美子 日本経済団体連合会 SDGs本部 統括主幹

(外部審査委員へ基金助成に関して個別依頼をされた団体からの申請は、無効とします)

申請書の受領後、審査に必要な情報確認のため、事務局から訪問や問い合わせをさせていただくことがあります。

## 7. 助成決定

### (1) 助成の決定

外部審査委員会による審査後、助成の可否を電子メールにて各団体に連絡します。

新型コロナウイルス緊急対策助成金の採択については、2020年6月中旬の連絡を予定しています。

### (2) 助成金の交付

助成決定後、覚書を締結し、1か月以内に団体指定の銀行口座に全額交付します。

### (3) 助成事業の広報

3.11 メモリアルネットワーク新型コロナウイルス緊急対策助成金 Web ページにて、助成を受けた団体、事業概要を公開します。

また、助成を受けた団体の Web サイト等でも、3.11 メモリアルネットワーク新型コロナウイルス緊急対策助成金からの助成を受けた旨を明記してください。

## 8. 助成事業の実施、報告

### (1) 助成事業の開始

助成申請書の記載内容に沿って、事業を推進してください。

助成金の使途は、申請に説明されたものに限ります。

## (2) 助成事業の変更

事業実施中に、やむを得ない理由により申請予算の 20%以上（項目ごと）の増減が見込まれる場合、また、予定通りの実施が困難となった場合は、事前に電子メールにて事務局に相談の上、事業計画変更の承認を得てください。

## (3) モニタリング

助成事業の開始時、期間中にスタッフがモニタリングを行うことがあります。担当者に事業内容や経理状況をご説明ください。

## (4) 情報発信への協力

東日本大震災の経験を踏まえた情報発信を、積極的にお願います。

## (5) 報告書の提出

助成事業の終了後、1か月以内に事業終了報告書、収支報告書を提出してください。

支出額が交付額に満たなかった場合、助成事業外や対象費目以外の経費が認められた場合、3.11 メモリアルネットワーク基金に返還いただきます。返還請求書発行後、2週間以内に返還ください。

## 9. 助成申請書類提出先、問い合わせ先

〒986-0822 宮城県石巻市中央二丁目8番2号

公益社団法人 3.11 みらいサポート 3.11 メモリアルネットワーク基金事務局

提出先メールアドレス：311fund@311support.com

担当：中川

問い合わせ先：0225-98-3691, 311fund@311support.com

(祝祭日を除く月曜日～金曜日 10:00～17:00)